

第7章

実現化方策と推進方法



この章では、
次の事項について説明します。

1. 総合型のまちづくり政策の推進 (P108~P112)

実現化方策の支柱として据える「総合型のまちづくり政策の推進」について説明します。

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1-1 「総合型のまちづくり政策の推進」における基本構成 | P-108 |
| 1-2 PDCAサイクル法による進行管理 | P-109 |
| 1-3 立地適正化計画制度の将来的な展開 | P-110 |
| 1-4 推進力としての庁内体制の構築と財源確保のあり方 | P-112 |

2. 地域協働によるまちづくりの推進 (P113~P114)

実現化方策を進める手立てとしての推進方法に掲げる「地域協働によるまちづくりの推進」について説明します。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 2-1 地域住民・事業者・行政のまちづくりに関する役割 | P-113 |
| 2-2 まちづくりに対する意識高揚への取り組み | P-114 |



1

総合型のまちづくり政策の推進

国の総人口が減少に転じる縮小社会の到来で、これまでの社会基盤の整備拡大を基調とする建設主義的なまちづくりは転換期を迎え、限られた財源や資源を有効活用する持続可能で経営主義的なまちづくりへと変化しています。

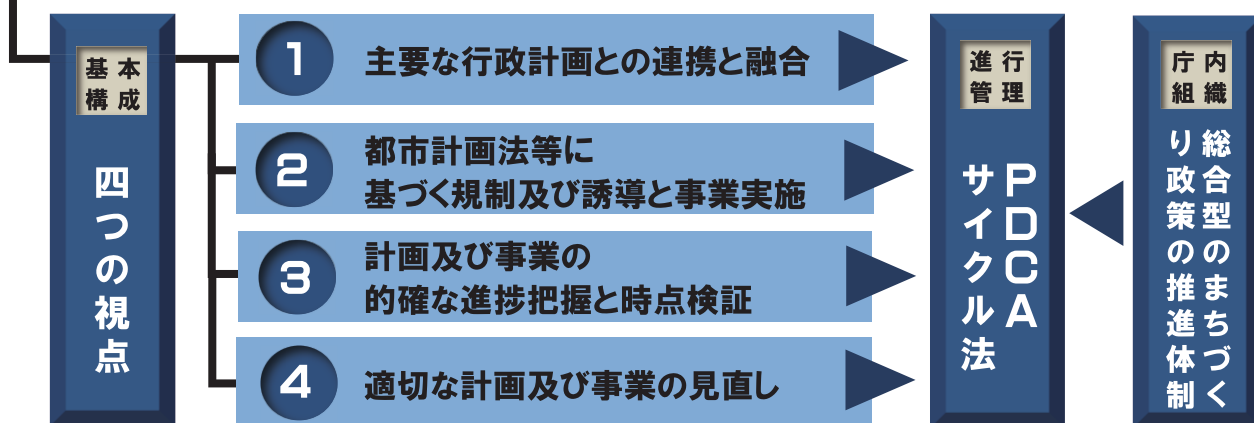
国においても、立地適正化計画制度を創設するなど、新たなまちづくりの姿として、今後、主流化が進むものと考えられることから、当市においても、これらの動きを十分捉えながら、その制度理念である「様々な行政分野等との連携と融合」に基づいた「総合型のまちづくり政策の推進」を実現化方策の支柱に据えることとします。

1-1 「総合型のまちづくり政策の推進」における基本構成

実現化方策の支柱として掲げる「総合型のまちづくり政策の推進」における基本構成としては、「主要な行政計画との連携と融合」をはじめ、「都市計画法等に基づく規制及び誘導と事業実施」や「計画及び事業の的確な進捗管理と時点検証」、更には「適切な計画及び事業の見直し」といった四つの視点に、PDCAサイクル法での進行管理を取り入れるほか、将来的な立地適正化計画制度への取り組みを見据え、様々な行政分野との連携と融合を図る観点から、これらを担う横断的な庁内組織として「総合型のまちづくり政策の推進」に向けた体制がどうあるべきか検討が求められます。

実現化方策

総合型のまちづくり政策の推進



【主要な行政計画との連携と融合】

要となる「主要な行政計画との連携と融合」にあつては、国の地方政策である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「立地適正化計画制度」の趣旨を踏まえ、その対象とする行政計画を「根室市創生総合戦略」や「根室市人口ビジョン」に加えて、「仮称:根室市生活交通基本計画（＝地域公共交通網形成計画）」、将来的な策定を促す「仮称:根室市中心市街地活性化基本計画」、既に策定済の「根室市公共施設等総合管理基本方針」の五つの個別計画とします。

【都市計画法等に基づく規制及び誘導と事業実施】

「都市計画法等に基づく規制及び誘導と事業実施」にあつては、総合型のまちづくり政策の推進を取り組む上での法的な位置付けや効力を持たせる適切な都市計画決定を行うこととし、全体構想や地域別構想に掲げる方針等に基づいた展開を確保するものとします。

【計画及び事業の的確な進捗把握と時点検証】

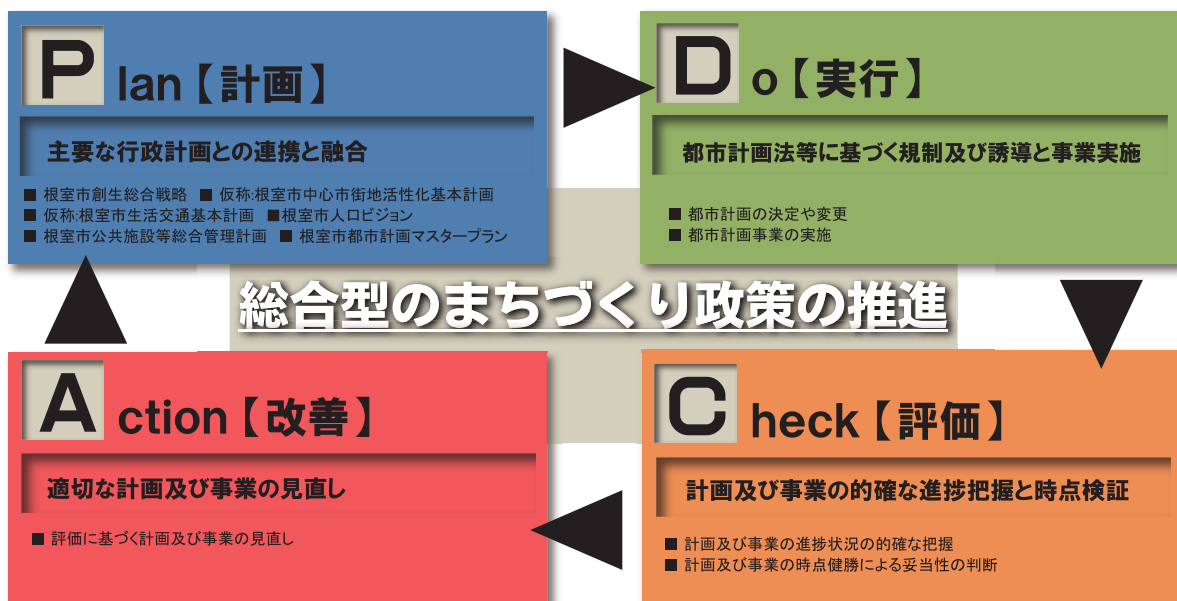
「計画及び事業の的確な進捗把握と時点検証」にあつては、計画及び事業の実施段階の的確な進捗把握のもと、定時的な時点検証によってその妥当性を判断するものとします。

【適切な計画及び事業の見直し】

「適切な計画及び事業の見直し」として、定時的な見直しにあつては、計画期間の概ね10年後にあたる中間年次において、上位計画である根室市総合計画や都市計画区域マスタープランとの調整を目的として行うこととするとともに、不定時的な見直しにあつては、社会情勢や市民ニーズの変化に伴う関係法令の改正など適時性が求められる場合、更には、北方領土問題の進展や解決などの大きな要因が生じた場合で、当市において重要性が高い場合に行うこととします。

1-2 PDCAサイクル法による進行管理

総合型のまちづくり政策の推進にあつては、前述の四つの視点をベースとして、PDCAサイクル法の「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」の原理に基づき、その手法を用いながら的確な進行管理に努めるものとします。



1-3 立地適正化計画制度の将来的な展開

地域別構想ベースの制度活用シミュレーション

国が新たなまちづくりの画マスタープランの高度化後、新たなまちづくりの手を行う前段として、現時点

仕組みとして、改正都市再生特別措置法に基づき創設した「立地適正化計画制度」にあつては、都市計法として、様々な行政分野等との連携や融合を前提とする高度で広範な調整と対応を要するもので、今法として主流化が進むことを踏まえ、その必要性を認識するとともに、将来的な取り組みに向けた検討での立地適正化計画制度の将来的な展開を示すこととします。

I 都心部経済拠点地域

立地適正化計画 持続可能な都市構造の形成

「立地適正化計画」は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する都市計画マスタープランの高度化版として施設の立地の適正化を図るため、居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）や都市機能誘導区域（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）及びこれらの区域において講ずべき施策等を位置付けたもの。

中心市街地活性化基本計画 賑わいと活力の再創出

「中心市街地活性化基本計画」は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念や活性化施策を基本計画に位置付けたもの。

都市再生整備計画 一体的な都心機能の構築

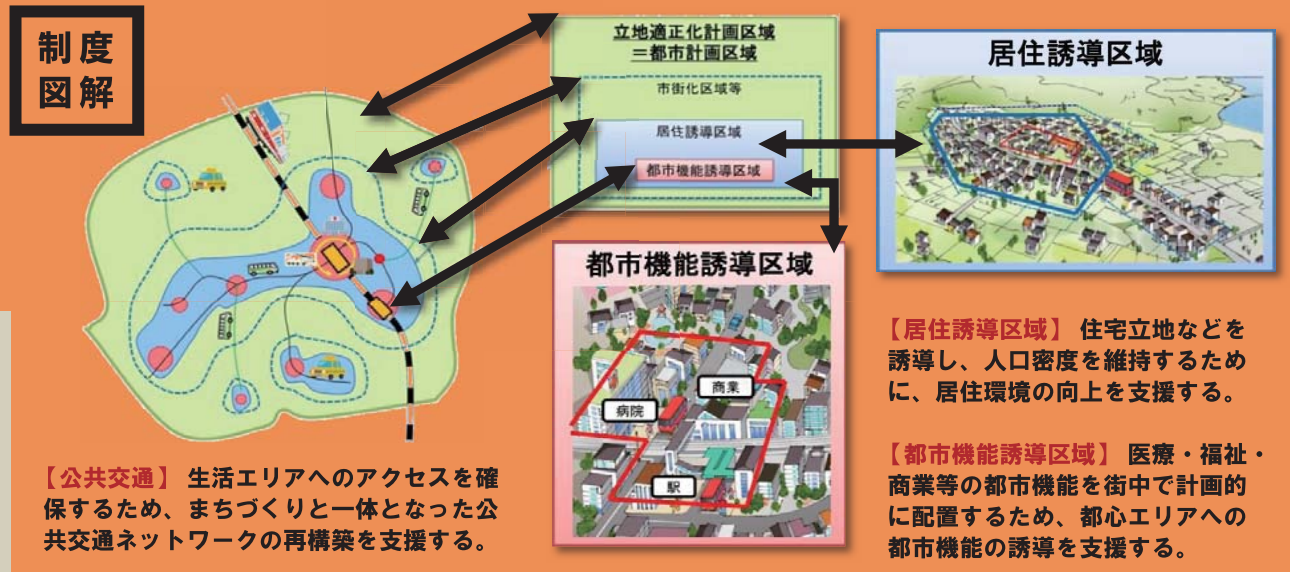
「都市再生整備計画」は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業を計画に位置付けたもの。



出典：都市再生整備計画事業パンフレット

II 郊外部生活拠点地域

III 沿岸部産業拠点地域



地域公共交通網形成基本計画 土地利用と公共交通の連携

「地域公共交通網形成計画」は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針（公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割など）を示したもの。

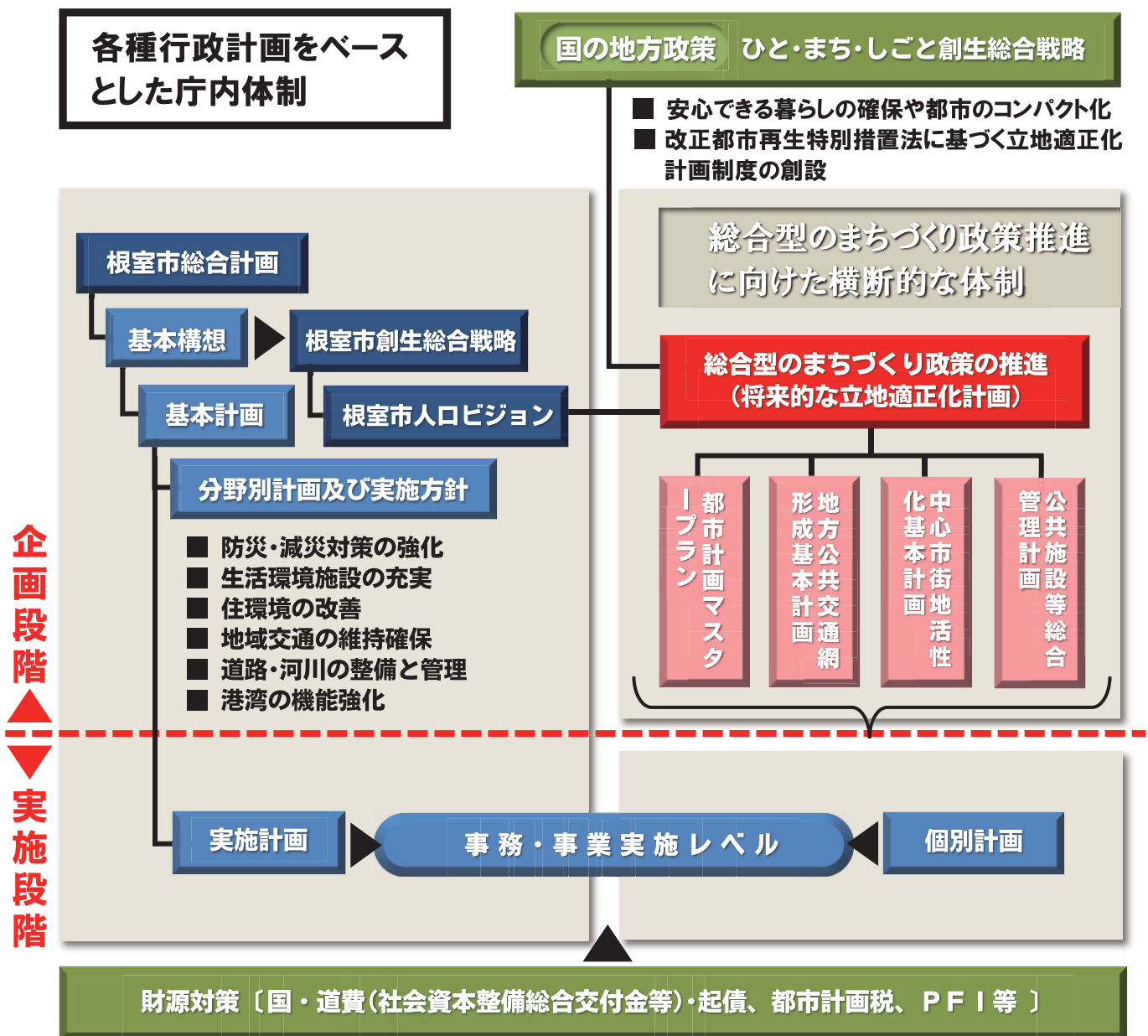
公共施設等総合管理計画 将来を見据えた最適な公共施設の配置

- 個別の都市計画決定の実施 土地利用・都市施設・市街地開発事業
- 白地地域への特定用途制限地域の設定 (都市の拡大抑制と豊かな自然との調和)

1-4 推進力としての庁内体制の構築と財源確保のあり方

前述のとおり、総合型のまちづくり政策の推進においては、将来的な立地適正化計画制度への取り組みを見据え、その制度理念である「様々な行政分野との連携と融合」を基本としており、それぞれの行政分野との調整が欠かせないことから、まずは、横断的な庁内組織として「総合型のまちづくり政策の推進」に向けた体制がどうあるべきか検討が求められます。

また、個別の都市計画決定の実施段階における財源対策としては、社会資本整備総合交付金等の国費及び道費、並びに起債等の活用を基本としつつ、目的税である都市計画税のほか、新たな枠組みとしてPFI等の民間資金活用や寄付金制度の検討も図ることとします。



2

地域協働によるまちづくりの推進

実現化方策の支柱として据えた、総合型のまちづくり政策の推進を図っていくためには、行政だけではなく、地域住民や民間事業者のそれぞれが都市計画に対する知識と理解を深めながら「目指すべきまちの将来像」に向けた取り組みを一体となって進めていくことが重要となります。

このようなことから、地域住民をはじめとした、それぞれがまちづくりに対する意識を高め、住民本位の都市計画を実現するため、実現化方策を進める手立てとしての推進方法に「地域協働によるまちづくりの推進」を掲げることとします。

2-1 地域住民・事業者・行政のまちづくりに関する役割

まちづくりに対する地域住民・事業者・行政が担うべき役割としては、まちの一員としての意識と行動をはじめ、地域社会の構成員としての貢献活動、更には的確な制度運用と明確な方策提示といったものが挙げられますが、これらを言い換えると「それぞれを補完する機能」とも言えることから、地域協働によるまちづくりの推進において欠かせないものとして、これらの更なる意識付けに努めることとします。



市民の役割

地域住民は、まちづくりの主役として、その知識と理解を身につけるとともに、まちの一員として、より良いまちづくりに積極的に参加することが求められます。

事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、まちづくりを通じて地域に貢献できる活動を行うことが求められます。

行政の役割

行政は、各種事業の実施や適正な制度運用をはじめ、まちづくりに関する方策提示など、総合的な役割を担っています。

2-2 まちづくりに対する意識高揚への取り組み

地域協働によるまちづくりの推進を図っていくためには、地域住民や事業者が都市計画に対する知識と理解を深め、都市に暮らす一人ひとりがまちづくりの当事者として意識を高めていくことが重要であり、行政はそのための取り組みを図らなければなりません。

このようなことから、地域住民や事業者に対し、まちづくりに関する様々な情報発信や啓発活動を積極的に行うものとし、市ホームページや広報紙への掲載、まちづくり講演会やフォーラムの開催のほか、あらゆる広報媒体を活用した情報発信等により、まちづくりに対する意識高揚に取り組むこととします。

